

立科町 国土強靱化地域計画

令和4年3月

立 科 町

目次

| | |
|---|-----------|
| 第1章 計画の基本的事項 | 1 |
| 1 策定主旨 | 1 |
| 2 計画の性格 | 2 |
| 3 計画の目的 | 2 |
| 4 計画期間 | 3 |
| 5 計画の検討プロセス | 3 |
| 6 施策の重点化 | 4 |
| 7 評価・見直し | 4 |
| | |
| 第2章 基本的な考え方 | 5 |
| 1 想定するリスク | 5 |
| (1) 地勢 | 5 |
| (2) 気象 | 6 |
| (3) 人口構造 | 6 |
| (4) 災害履歴 | 7 |
| (5) 今後の危険性 | 10 |
| 2 総合目標・基本目標 | 15 |
| (1) 強靱化の総合的な目標 | 15 |
| (2) 基本目標 | 15 |
| 3 起きてはならない最悪の事態一覧 | 16 |
| | |
| 第3章 取り組むべき事項 | 17 |
| 1 重点項目 | 17 |
| 2 起きてはならない最悪の事態を回避するための対応方策 | 19 |
| 基本目標1 人命の保護が最大限図られること | 20 |
| 基本目標2 被災者や負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること | 26 |
| 基本目標3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること | 31 |
| 基本目標4 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること | 34 |
| 基本目標5 二次的な被害を発生させないこと | 37 |
| 基本目標6 被災した方々の生活が継続し、日常の生活が迅速に戻る | 40 |
| | |
| 第4章 進捗管理と計画の見直し | 42 |
| 1 進捗管理 | 42 |
| 2 計画の見直し | 43 |

第1章 計画の基本的事項

1 策定主旨

近年、全国各地で気候変動等によるこれまでに経験したことのない豪雨等により、風水害や土砂災害等が発生し、極めて甚大な被害をもたらしています。

本町においても、最近では、令和元年東日本台風において、河川の氾濫や土砂災害、家屋の床上・床下浸水等大きな被害が多数発生しており、今後も、台風の大型化による風水害や「糸魚川－静岡構造線断層帯の地震」等大規模自然災害の発生が懸念されるなか、命を守るための備えが重要となっています。

こうしたなか、国では、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」を公布・施行するとともに、平成26年6月に国土強靱化に関する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」（以下「国基本計画」という。）を策定し、強靱な国づくりを進めています。

また、長野県では、国基本計画を受けて、平成29年3月に「第1期長野県強靱化計画」を策定し、県土の強靱化を推進するとともに、災害対応の中で得られた教訓や新しい知見等をもとに、平成30年3月に「第2期長野県強靱化計画」（以下「県計画」といいます。）として改訂を行いました。

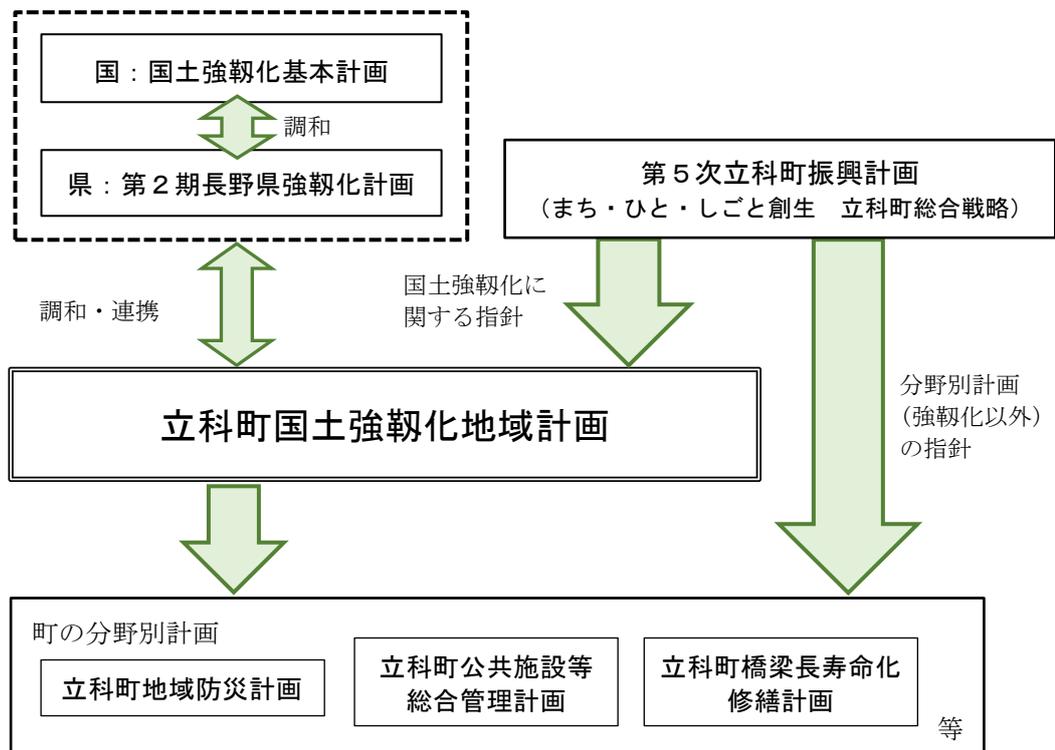
本町においても、基本法の趣旨を踏まえ、国基本計画及び県計画との整合を図りながら、あらゆるリスクを見据えつつ、平時から大規模自然災害等に対する備えを行い、災害から町民の生命・財産を守り、致命的な被害を負わない強さと速やかに回復するしなやかさを持った安全・安心な地域社会を構築するため、「立科町国土強靱化地域計画」を策定するものです。

2 計画の性格

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として、本町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として定めるものです。

また、国基本計画及び県計画との上位計画並びに本町の最上位計画である『立科町しあわせプランー第5次立科町振興計画ー後期基本計画』（以下「振興計画」という。）と整合・調和を保つとともに、強靱化に関して本町で策定している各分野別計画の指針となる計画です。

本計画の位置づけ



3 計画の目的

本計画の最も重要な目的は、災害により生命・財産を失わないことにあります。

本町や全国各地で発生した災害の教訓を踏まえ、町、町民、関係機関、民間事業者等が一体となって強靱化に取り組むことにより、災害時においても町民の生命・財産・暮らしが守られる強靱なまちづくりを推進していきます。

4 計画期間

計画期間は、振興計画の見直し時期に合わせ、2022（令和4）年度から2024（令和6）年度の3年間とします。

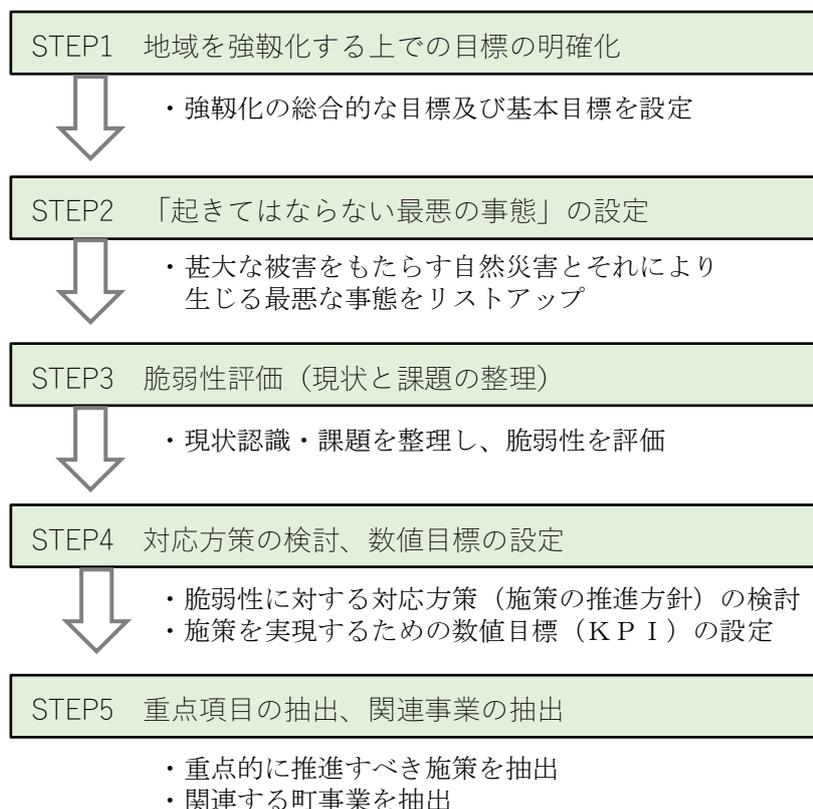
計画期間

| 年 度 | | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | |
|---------|------|----------------|-----|-----|-----|----|---------------|----|----------|----|----|--|
| 振興計画 | 基本構想 | (10年間) | | | | | | | | | | |
| | 基本計画 | 前期基本計画（H27～R1） | | | | | 後期基本計画（R2～R6） | | | | | |
| 強靱化地域計画 | | — | | | | | | | 第1次（3年間） | | | |

5 計画の検討プロセス

本計画は、国及び長野県の検討手法を参考に、次の5つのステップに分けて策定しました。
大規模自然災害により、どのような事態が引き起こされるかを検討し、本町の脆弱性を把握し、克服するための各種施策を検討するとともに、重点的に推進する施策や施策実現のための数値目標を設定し、効率的・効果的に計画を推進します。

計画の検討プロセス



6 施策の重点化

財政状況が厳しいなか、限られた予算や資源のなかで、効率的・効果的に強靱化を推進するためには、施策の優先順位の高いものから重点的に進める必要があります。

本計画では、「起きてはならない最悪の事態」を設定し、それぞれの対応方策をまとめていきます。

また、「起きてはならない最悪の事態」を回避するためには、これらの対応方策について計画的に推進していく必要がありますが、特に重点的に取り組む施策を抽出し、効果的に推進していくことが重要です。

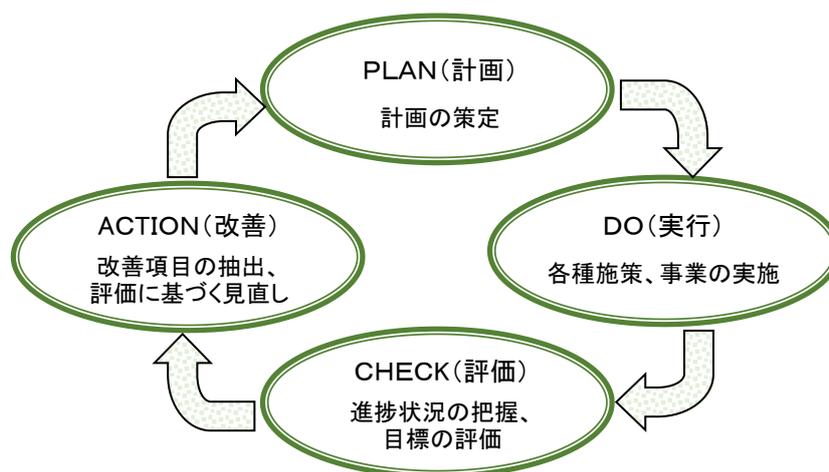
そこで、重点的に取り組む施策については、振興計画の防災に係る項目の施策の方針に着目し、「重点項目」を設定し重点化を図るものとします。

7 評価・見直し

本町の強靱化を推進するためには、町民及び国・県・関係機関と連携を保ちながら、本計画に掲げる施策を計画的に実施することが重要です。

計画を効率的・効果的に推進するため、それらの施策や数値の達成状況を評価し、今後発生する災害の検証も加えながら、次のPDCAサイクルに基づき必要に応じて見直し（改善）を行っていきます。

評価見直しに係るPDCAサイクルのイメージ



第2章 基本的な考え方

1 想定するリスク

本町の強靱化を検討する上で、地域特性や災害履歴、今後、発生が想定される大規模自然災害をリスクとして設定します。その具体的事例を次に示します。

(1) 地勢

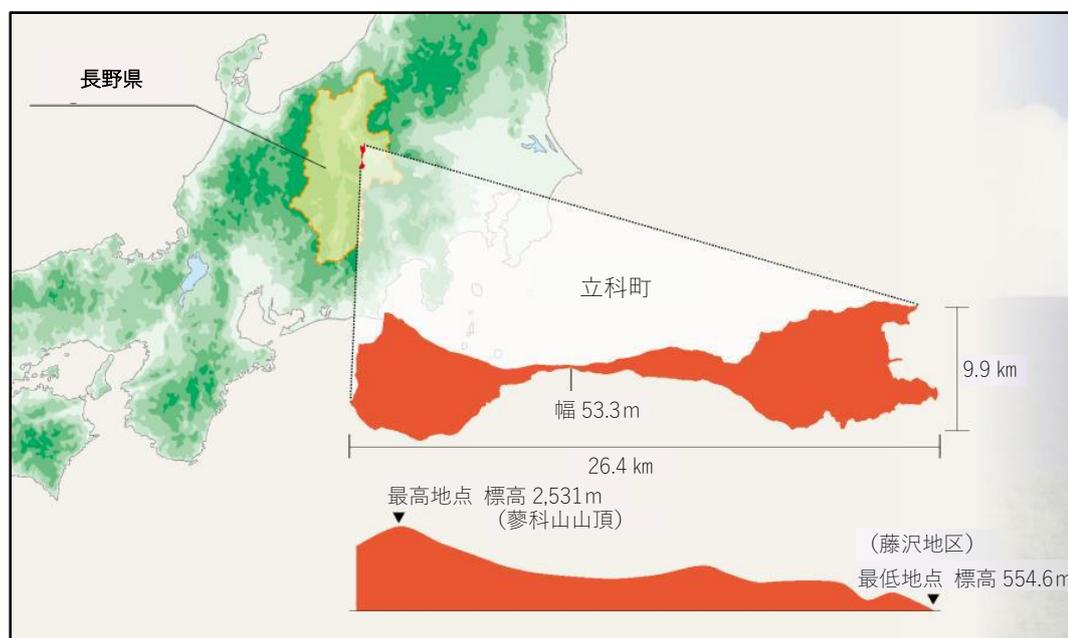
本町は、長野県の東部北佐久郡の西端に位置し、町域は、東西 9.9 km、南北 26.4 km と南北に長く、面積は 66.87 km²です。

本町の標高の最高地点は、町の南にそびえる蓼科山頂の 2,531m で、最低地点は町北部の藤沢地区の約 555m であり、標高差が大きいのが特徴です。

また、町域面積の約半数を山林・原野等が占めています。

町の北部は丘陵が放射状に伸び、その中を信濃川水系の芦田川、番屋川、赤沢川等の河川が流れています。一方、南部は高原地帯で、蓼科山の北西に女神湖、白樺湖、蓼科牧場を有する一大リゾート地となっています。

立科町の位置図



地目別面積

(平成 31 年 1 月 1 日現在)

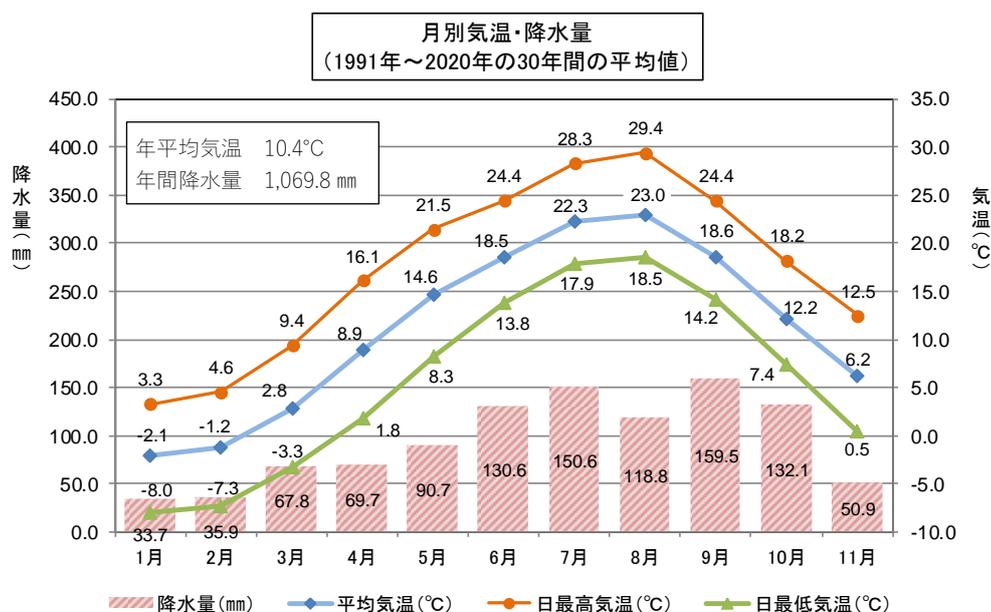
| 区分 | 田・畑 | 宅地 | 山林・原野 牧場 | その他 | 計 |
|------------------------|--------|-------|-------------|--------|--------|
| 面積 (千 m ²) | 16,173 | 2,886 | 30,819 | 16,992 | 66,870 |
| 割合 (%) | 24.2 | 4.3 | 46.1 | 25.4 | 100.0 |

資料：長野県統計書

(2) 気象

気象庁による本町の過去30年間の平年値では、最低気温は1月のマイナス2.1℃、最高気温は8月の23.0℃、年間平均気温は10.4℃で、昼夜の気温差と季節の気温差が大きく、四季の変化に富んだ冷涼な高原の気候となっています。

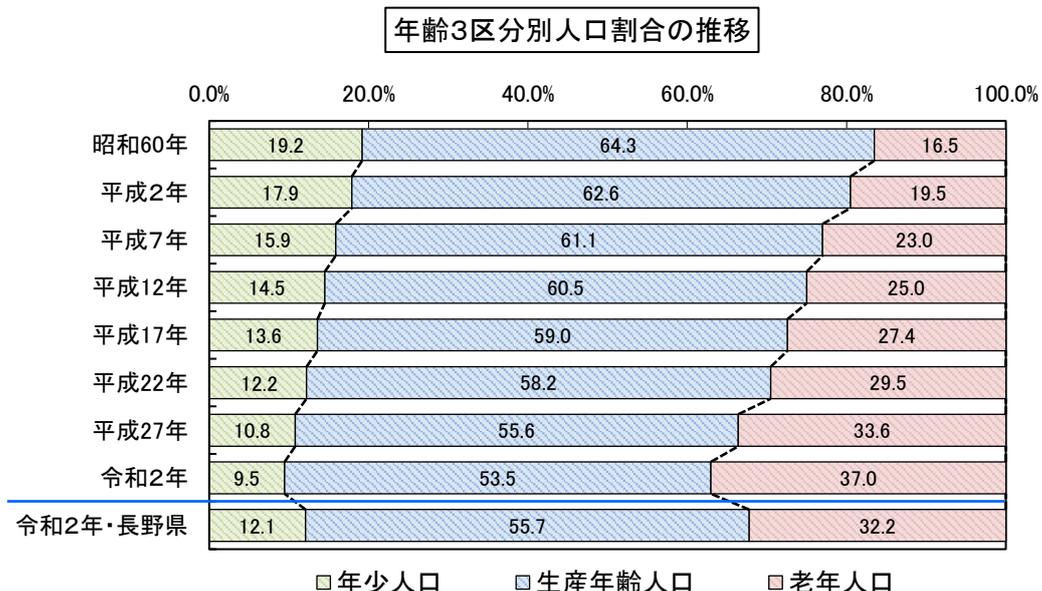
また、年間降水量は1,069.8mmと、雨の少ない県の中でも際立って少なく、冬季も積雪が少ないのが特徴です。



資料：気象庁

(3) 人口構造

本町の人口構造について、年齢3区分別人口割合の推移をみると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15歳～64歳）の割合は減少傾向、老年人口割合（64歳以上）は増加傾向にあり、県と比較しても早いスピードで少子高齢化が進行しています。



資料：国勢調査

(4) 災害履歴

ア 地震

本町は、内陸型地震を起こす原因である活断層上にはないこともあり、過去に大きな地震被害は発生していませんが、毎年のように震度3以上の地震を観測しています。

近年における本町で影響のあった主な地震の観測状況は、次のとおりです。

近年における本町で影響のあった主な地震一覧

| 地震の発生日 | 震源地名 | M | 最大震度 | 立科町の震度 |
|-------------|------------|-----|------|--------|
| 平成16年10月23日 | 新潟県中越地方 | 6.8 | 7 | 3 |
| 平成19年3月25日 | 能登半島沖 | 6.9 | 6強 | 3 |
| 平成19年7月16日 | 新潟県上中越沖 | 6.8 | 6強 | 4 |
| 平成21年8月11日 | 駿河湾 | 6.5 | 6弱 | 3 |
| 平成23年3月11日 | 三陸沖 | 9 | 7 | 4 |
| 平成23年3月11日 | 茨城県沖 | 7.6 | 6強 | 3 |
| 平成23年3月12日 | 長野県栄村 | 6.6 | 6強 | 2 |
| 平成23年3月15日 | 静岡県東部 | 6.4 | 6強 | 3 |
| 平成24年1月28日 | 山梨県東部・富士五湖 | 4.9 | 4 | 3 |
| 平成26年9月16日 | 茨城県南部 | 5.6 | 5弱 | 3 |
| 平成26年11月22日 | 長野県北部 | 6.7 | 6弱 | 4 |
| 平成27年5月30日 | 小笠原諸島西方沖 | 8.1 | 5強 | 3 |
| 令和2年3月15日 | 長野県中部 | 3.7 | 3 | 3 |

資料：気象庁

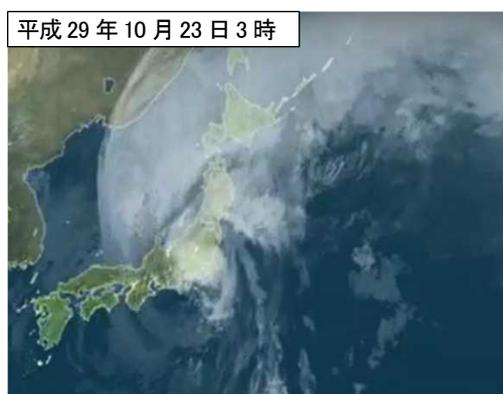
イ 風水害

風水害による被害は度々発生しており、最近では、平成 29 年 10 月の台風 21 号及び令和元年 10 月の東日本台風（台風第 19 号）が挙げられます。

【平成 29 年 10 月 台風 21 号】

平成 29 年 10 月 21 日から 23 日にかけて、台風 21 号や前線の影響により長野県では北部と南部を中心に大雨となり、22 日 00 時から 23 日 24 時までの総降水量は立科観測所（芦田）で 138.5 mm を観測しました。

また、台風の接近に伴い各地で強風となり、立科観測所（芦田）における日最大風速は 9.7m/s、日最大瞬間風速は 22.5m/s（観測史上最大）を観測しました。



ひまわり 8 号画像

平成 29 年 10 月 台風 21 号による本町の被害状況等

| | |
|----------|--|
| 気象状況 | <ul style="list-style-type: none">・日最大風速：9.7m/s（23 日）・日最大瞬間風速：22.5m/s（観測史上最大）（23 日）・総降水量：138.5 mm（10/22 日～10/23 日） |
| 気象情報の発表 | 大雨警報（浸水害、土砂災害）、暴風警報、土砂災害警戒情報 |
| 主な被害等の状況 | <ul style="list-style-type: none">・床下浸水 1 棟・公共土木施設被害 18 か所、農地被害 6 か所、農業用施設被害 2 か所 等 |

資料：気象庁等

【令和元年 10 月 12 日 東日本台風（台風 19 号）】

令和元年 10 月 12 日から 13 日にかけて、東日本台風（台風第 19 号）の影響により、長野県では非常に激しい雨と強風に見舞われました。

これにより、長野市穂保地区で千曲川堤防が決壊し、人的被害や建物等の被害、交通障害、ライフライン等への被害が発生しました。

本町においても、10 月 12 日 00 時から 13 日 24 時までの総降水量は 264.0 mm と、日降水量の統計開始以来の極値を更新したほか、日最大風速 9.8m/s、日最大瞬間風速 19.6m/s を観測しました。

また、大雨特別警報が発表されたほか、河川の氾濫による護岸や道路等の崩落、家屋の床上・床下浸水等甚大な被害が発生しました。

令和元年10月 東日本台風（台風19号）による本町の被害状況等

| | |
|----------|--|
| 気象状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・日最大風速：9.8m/s（12日、13日） ・日最大瞬間風速：19.6m/s（観測史上最大）（23日） ・総降水量：264.0mm（10/12日～10/13日）（観測史上最高） |
| 気象情報の発表 | 大雨特別警報（浸水害、土砂災害）、大雨警報（浸水害、土砂災害）、暴風警報、洪水警報、土砂災害警戒情報 |
| 町の体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・12日11：20 町災害対策本部設置 ・避難所の開設 ・町内全域に避難勧告発令、土砂災害崩落現場周辺の住民に対し避難指示発令 |
| 主な被害等の状況 | <p>[家屋等の被害]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・床上浸水3棟、床下浸水等32棟 <p>[道路・河川関係の被害]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一級河川（芦田川、番屋川、赤沢川）の氾濫・護岸崩落等 ・国道、県道、町道等における倒木、土砂崩れ等による通行止め等 <p>[農地・林道関係の被害]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・田畑の土手崩落 196か所、田畑への土砂流入 41か所 ・農道等の洗掘等 <p>[農産物関係の被害]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・果樹（りんご落下等）被害 80ha <p>[その他]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町関係施設の被害、公共交通機関の運休等 |

資料：気象庁等



一級河川赤沢川の氾濫



倒木・土砂崩れ（町道中原大深山線）



梨の木橋の崩落（町道梨の木線）



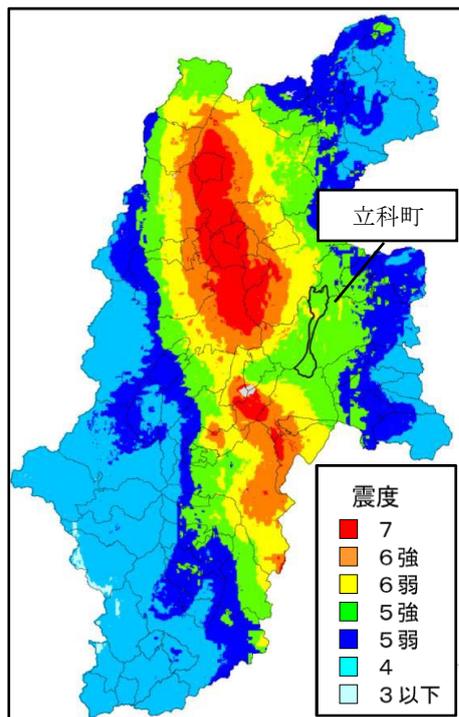
路肩崩落（町道堀越峯二号線）

(5) 今後の危険性

ア 糸魚川－静岡構造線断層帯（全体）の地震

「第3次長野県地震被害想定調査報告書」（平成27年3月）において、本町に最も影響を及ぼすと予測されているのは、「糸魚川－静岡構造線断層帯（全体）の地震」で、町域において、最大震度6弱の非常に強い揺れが予測されているほか、町全域で5弱以上と予想されています。

糸魚川－静岡構造線断層帯（全体）の地震の地表震度分布



被害予測結果

| 区分 | 被害 | 単位 | 冬深夜 | 夏12時 | 冬18時 |
|------|-------|----|-----|------|------|
| 建物被害 | 全壊・焼失 | 棟 | * | * | * |
| | 半壊 | 棟 | 90 | 90 | 90 |
| 人的被害 | 死者数 | 人 | * | * | * |
| | 負傷者数 | 人 | 20 | 10 | 10 |
| | 重傷者数 | 人 | 10 | 10 | 10 |

※※は、「わずか」を示す。

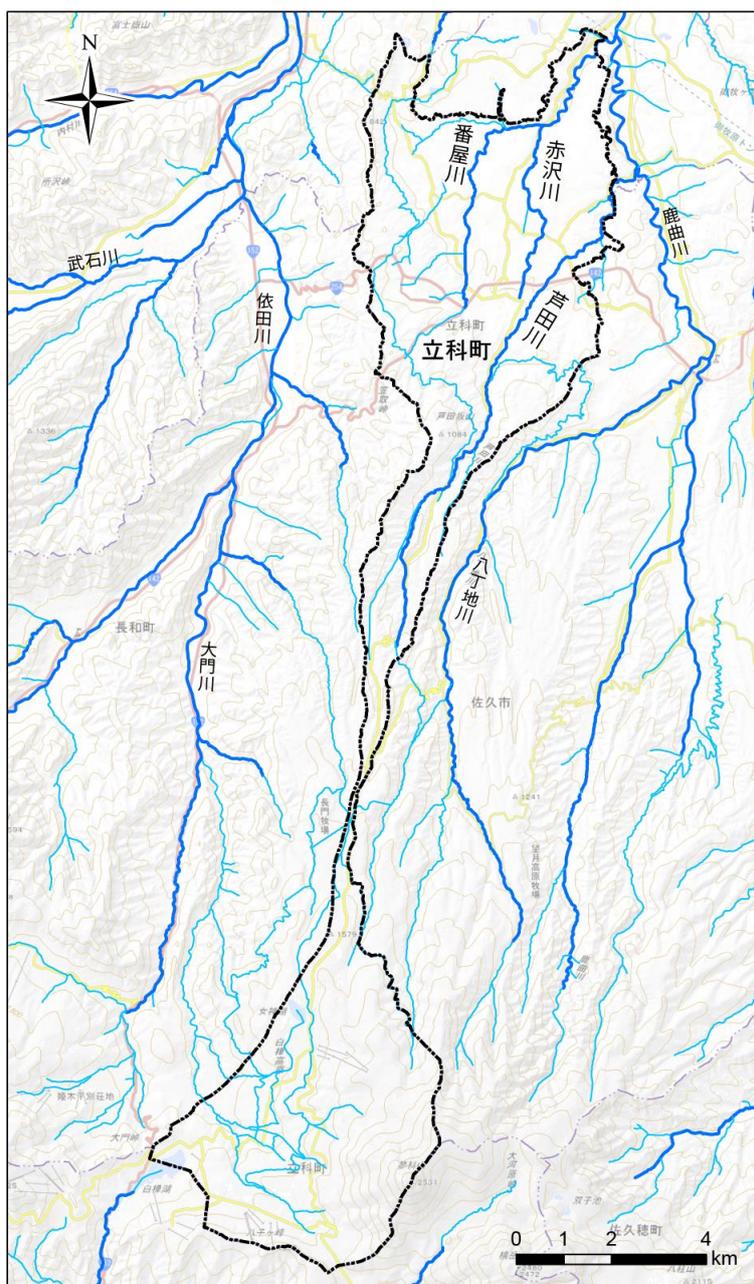
資料：第3次長野県地震被害想定調査報告書

イ 風水害

町内には、3つの一級河川、5つの準用河川、20の普通河川が流れています。

近年、異常気象による豪雨や台風により急激に河川水位が上昇して氾濫し、大きな災害をもたらすことが懸念されています。特に、町の中心部を流れる赤沢川は、流域農地の宅地化が進展し、流量オーバーにより農地や道路へ冠水する危険性が危惧されています。

立科町を流れる主な河川



資料：「国土数値情報」（河川データ）

土砂災害については、町内には土砂災害警戒区域や急傾斜地崩壊危険箇所、土砂崩壊危険箇所等の危険箇所が多数点在しており、豪雨時や地震時には土砂災害が発生するおそれがあります。

また、町内にはため池が 35 か所あり、そのうち 33 か所は防災重点ため池に指定されています。

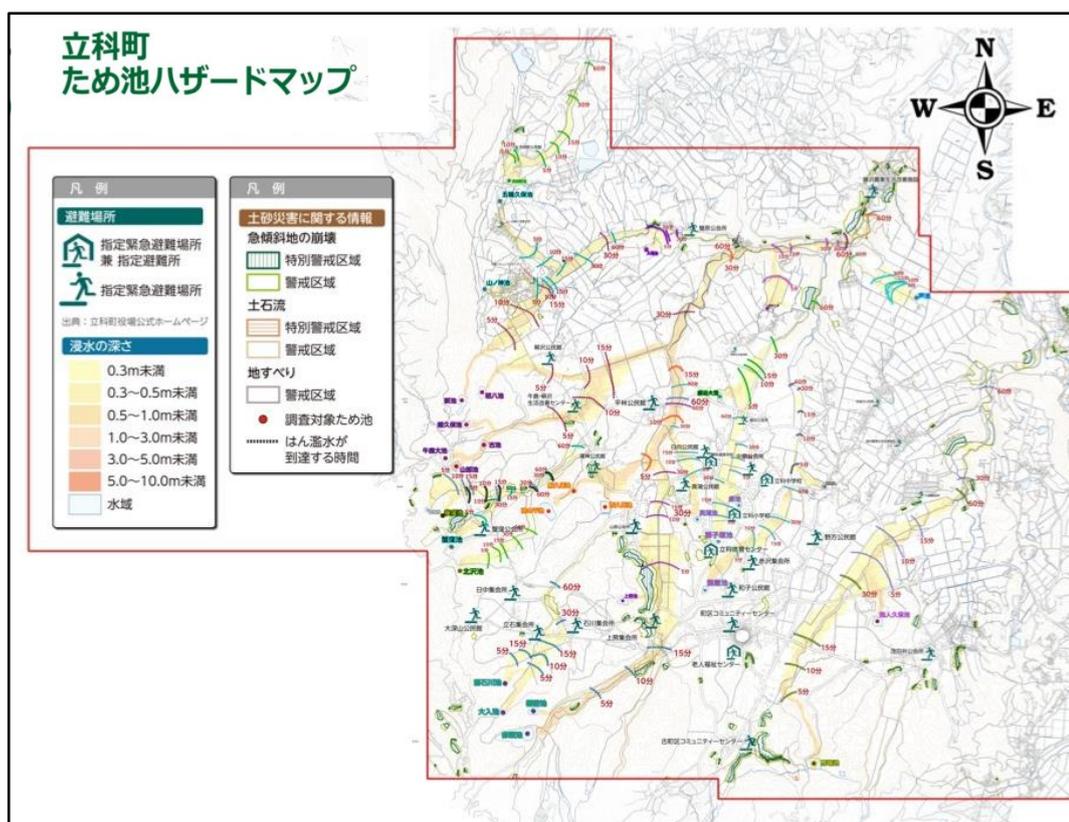
本町の土砂災害警戒区域等の指定状況

(令和 3 年 5 月現在)

| | 警戒区域 | 特別警戒区域 |
|---------|--------|--------|
| 土石流 | 21 か所 | 20 か所 |
| 地すべり | — | — |
| 急傾斜地の崩壊 | 150 か所 | 132 か所 |

資料：長野県砂防課

立科町ため池ハザードマップ

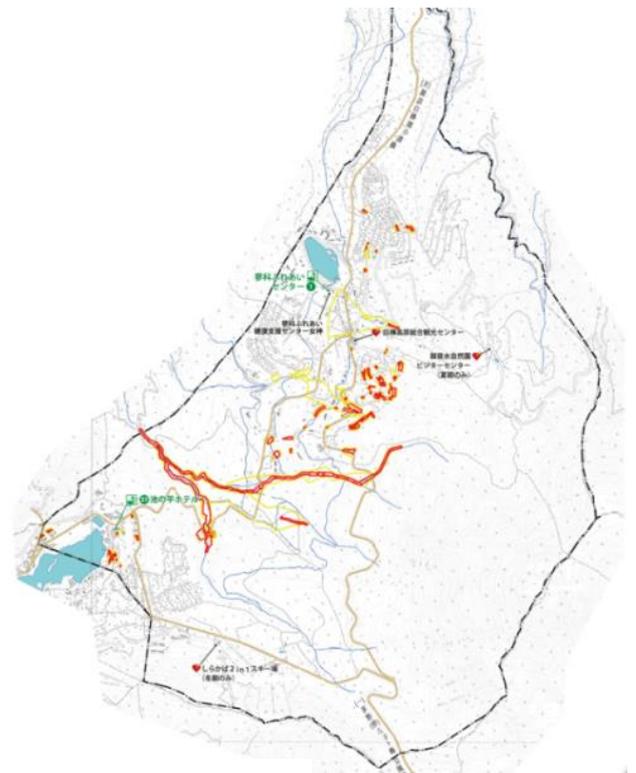


資料：立科町

立科町 土砂災害防災マップ



| 凡 例 (土石流・急傾斜地) | |
|---|------------|
|  | 土砂災害警戒区域 |
|  | 土砂災害特別警戒区域 |



資料：立科町

ウ その他の災害

その他の災害としては、大雪災害、火山災害等が挙げられます。

本町は豪雪地帯ではありませんが、過去に大雪に見舞われたこともあり、降雪、吹雪、雪崩等による被害が発生するおそれがあります。

また、本町の気候の特徴として、昼夜の気温差が大きく、冬期間は夜間の冷え込みが厳しいことから、道路の凍結によりライフライン機能等の維持に支障をきたすおそれがあります。

火山災害については、本県には5つの火山があり、また、隣接する県境付近にも5つの火山があり、合わせて10の活火山に囲まれています。

本町は、これらの火山とは離れており直接の被害を受ける危険性は低いものの、火山災害は、被害が広範囲に及ぶため、浅間山等で大規模噴火が発生した場合は、本町への被害も想定されます。

2 総合目標・基本目標

(1) 強靱化の総合的な目標

本町の最上位計画である振興計画では、基本構想における将来都市像として、『澄んだ空！清んだ水！住みよき町に笑顔が弾む！人と自然が輝く町』を掲げ、まちづくりを進めています。

また、将来像実現のための基本目標の一つに、「豊かな自然とともに暮らす安全・安心なまちづくり」を掲げ、危機管理体制の充実など、安全・安心して生活できる環境づくりを推進しています。

強靱な町土をつくりあげるためには、こうした上位計画と調和・連携を図りながら進める必要があることから、振興計画の生活・自然環境分野の基本目標を本計画の強靱化の総合的な目標に設定し、計画を推進します。

強靱化の総合的な目標

～ 豊かな自然とともに暮らす安全・安心なまちづくり ～

(2) 基本目標

基本目標（事前に備えるべき目標）については、国基本計画では4つの基本目標を、また、県計画では7つの基本目標を設定しています。

本計画では、国や県の基本目標と整合・調和を図りつつ、本町における強靱化を推進するうえで、次の6つの基本目標を定めます。

基本目標（事前に備えるべき目標）

| | |
|---|-------------------------------|
| 1 | 人命の保護が最大限図られること |
| 2 | 被災者や負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること |
| 3 | 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること |
| 4 | 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること |
| 5 | 二次的な被害を発生させないこと |
| 6 | 被災した方々の生活が継続し、日常の生活が迅速に戻ることを |

3 起きてはならない最悪の事態一覧

国は、国基本計画において45項目の「起きてはならない最悪の事態」を設定しています。また、長野県は、国の脆弱性評価を参考に、長野県における32項目の「起きてはならない最悪の事態」を設定しています。

本計画においては、国基本計画及び県計画を踏まえ、本町の地域特性や災害リスクを考慮し、21の「起きてはならない最悪の事態」を設定します。

起きてはならない最悪の事態一覧

| 基本目標 | 起きてはならない最悪の事態 | |
|---------------------------------|---------------|--|
| 1 人命の保護が最大限図られること | 1-1 | 住宅や多数の者が利用する施設の倒壊・火災による死傷者の発生 |
| | 1-2 | 豪雨による河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水 |
| | 1-3 | 土石流、地すべり等の土砂災害による死傷者の発生 |
| | 1-4 | 火山噴火による住民や観光客の死傷者の発生 |
| | 1-5 | 避難指示の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生 |
| 2 被災者や負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること | 2-1 | 長期にわたる孤立集落等の発生（大雪を含む）や被災地での食料、飲料水等の長期にわたる不足 |
| | 2-2 | 警察、消防、自衛隊による救助・救急活動等の不足 |
| | 2-3 | 医療機関、医療従事者の不足や医療施設の被災による医療機能の麻痺 |
| | 2-4 | 被災地における疫病・感染症等の大規模発生 |
| 3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること | 3-1 | 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下 |
| | 3-2 | 災害時に活用する通信・情報サービス等の機能停止により災害情報が必要な者に伝達できない事態 |
| 4 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること | 4-1 | 電気、ガス、燃料、物資等の長期間にわたる供給停止 |
| | 4-2 | 上下水道施設の長期間にわたる機能停止 |
| | 4-3 | 交通インフラの長期間にわたる機能停止 |
| 5 二次的な被害を発生させないこと | 5-1 | ため池等の損壊・機能不全や土砂災害による二次災害の発生 |
| | 5-2 | 農地・森林等の荒廃 |
| | 5-3 | 観光や地域農産物に対する風評被害 |
| | 5-4 | 避難所等における環境の悪化 |
| 6 被災した方々の生活が継続し、日常生活が迅速に戻る | 6-1 | 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態 |
| | 6-2 | 道路啓開等の遅れにより復旧・復興が大幅に遅れる事態 |
| | 6-3 | 地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態 |

第3章 取り組むべき事項

1 重点項目

限られた資源で効率的・効果的に強靱化を推進するためには、施策の優先順位の高いものから重点的に進める必要があります。

重点項目の設定にあたっては、振興計画の防災に係る項目の「施策の方針」を踏まえ、3つに集約し、重点項目に設定します。

振興計画における防災に係る施策の方針

| 大項目 | 中項目 | 施策の方針 |
|--------------------------------|-------------------|--|
| 第4章 豊かな自然とともに暮らす安全・安心なまちづくり | 1 おいしい水の安定供給 | 健全な経営に努め、 <u>引続きおいしい水を提供</u> します。 |
| | 2 排水処理事業の維持 | 計画的な老朽施設の改築・更新や施設統合の検討を行うとともに、経営の健全化に努め、安定した排水処理に努めます。 |
| | 3 住環境の整備と定住・移住の促進 | <u>空き家対策</u> については、「空家等対策計画」の策定を視野に研究するとともに、空き家を活用する支援制度を整備します。 |
| | 5 循環型社会の推進 | 一般廃棄物の減量化・資源化の取組みを推進するとともに、 <u>再生可能エネルギーの活用促進</u> 及び省エネルギーの推進により循環型社会の形成を図ります。 |
| | 6 交通網の総合的整備 | 生活の利便性向上や地域活性化を促進するため、 <u>交通網の整備及び修繕等</u> を計画的に進めます。 |
| | 7 河川整備の促進 | 自然災害に対する安全確保のため、一級河川は長野県へ整備を要望し、その他の河川は補助事業を活用して、 <u>河川環境の整備</u> を図ります。 |
| | 9 防災・減災対策の充実 | <u>防災意識を向上</u> させるとともに災害に強い <u>まちづくりを進め、住民の身体、生命、財産を災害から守ります。</u> |



集約し、重点項目に設定

国土強靱化においては、「自助」、「共助」、「公助」が適切に連携し、防災・減災対策に取り組むことが重要です。

なかでも、町民一人ひとりの防災意識の向上が自分自身や家族を守ることにつながり、近隣住民や町内会等周囲との様々な助けあいが多くの人命を救い、被害の軽減に大きな力を発揮することから、「自助」、「共助」の更なる取組強化が必要です。

また、行政は、あらゆる大規模自然災害に備え、災害に強い生活基盤の整備を推進するとともに、近年、激甚化・頻発化している水害対策に重点的に取り組む必要があります。

以上の観点から、次の3つの重点項目を設定し、『第3章 2 起きてはならない最悪の事態を回避するための対応方策』の『施策の推進方針』の欄に【重点】と記載しました。

3つの重点項目

- 1 自助・共助による地域防災力の向上
- 2 災害に強い生活基盤の整備推進
(上下水道施設の耐震化等、空き家の維持管理、再生可能エネルギーの導入、道路網の整備)
- 3 激甚化する水害対策の強化

2 起きてはならない最悪の事態を回避するための対応方策

本計画で設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するための対応方策として、「事態を回避するための施策」を検討しました。また、本町における「現状と課題（脆弱性評価）」「施策の推進方針」を整理しました。なお、「事態を回避するための施策」に関連する具体的な数値目標や事業計画がある場合は記載した。

対応方策の記載例

起きてはならない最悪の事態

事態を回避するための施策

| ◆最悪の事態 2-2 警察、消防、自衛隊による救助・救急活動等の不足 | | | |
|--|---|-------|-------------|
| ① 自主防災組織の強化 | | | |
| 現状と課題（脆弱性評価） | 施策の推進方針 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・発災初期における救助活動等には、自主防災組織の活動が不可欠なことから、地域の実情に応じた自主防災組織の設立が求められます。 <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> 本町における 「事態を回避するための施策」の 現状とそれに対する課題を記載 </div> | <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織設立のためのサポート体制の充実を図り、各区、部落単位の自主防災組織の設立を促進します。【重点】 ・設立後の自主防災組織に対して、防災資機 <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> 整理した課題に対して施策の 推進方針を検討し記載 ※「3つの重点項目」のいずれか に当てはまる方針には【重点】と </div> <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の活動を促進するため、地区防災計画等の作成支援を図ります。【重点】 | | |
| 数値目標 | 現状値 | 目標値 | 備考 |
| 自主防災組織数 | 3 団体 | 16 団体 | 自主防災組織支援事業 |
| ボランティア窓口数 | 1 | 1 | 社会福祉協議会関係事業 |

「事態を回避するための施策」を効率的・効果的に推進するための具体的な数値目標がある場合は記載

事業計画がある場合は名称を記載

基本目標 1 人命の保護が最大限図られること

災害発生時には、何よりもまず、人命が優先されなければなりません。住民の命を守るとともに、速やかな復旧・復興の実現への備えとして、住宅・建築物の耐震化や治水・土砂災害対策等の強靱化に向けた計画的な整備、避難体制の強化等を図る必要があります。

【 起きてはならない最悪の事態と回避するための施策 】

| 起きてはならない最悪の事態 | 事態を回避するための施策 |
|--|--------------------|
| 1-1 住宅や多数の者が利用する施設の倒壊・火災による死傷者の発生 | ① 住宅の耐震化 |
| | ② ブロック塀等の倒壊防止対策 |
| | ③ 住環境の整備 |
| | ④ 観光関連施設の耐震化 |
| | ⑤ 町有施設の耐震化等 |
| 1-2 豪雨による河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水 | ① 治水対策 |
| | ② 水防意識社会の構築 |
| 1-3 土石流、地すべり等の土砂災害による死傷者の発生 | ① 土砂災害対策 |
| | ② 森林の多面的機能の維持と環境保全 |
| 1-4 火山噴火による住民や観光客の死傷者の発生 | ① 火山防災 |
| 1-5 避難指示の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生 | ① 避難指示と避難行動 |
| | ② 防災教育 |
| | ③ 避難行動要支援者の避難支援体制 |
| | ④ 要配慮者利用施設対策 |

【 対応方策 】

◆最悪の事態 1-1 住宅や多数の者が利用する施設の倒壊・火災による死傷者の発生

① 住宅の耐震化

| 現状と課題（脆弱性評価） | 施策の推進方針 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・本町は既存木造住宅の無料耐震診断を実施しています。 ・町営住宅は、団地や棟によっては老朽化が進んでおり、災害時には倒壊の可能性がります。 | <ul style="list-style-type: none"> ・無料耐震診断制度及び耐震改修の補助制度等の周知を図りながら、更なる住宅の耐震化を促進します。 ・老朽化が著しい町営住宅については、計画的に取り壊し、建替え等を検討します。その他の町営住宅については、定期的な劣化診断等を行い、施設の安全確保に努めます。 |

| ② ブロック塀等の倒壊防止対策 | |
|--|--|
| 現状と課題（脆弱性評価） | 施策の推進方針 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・災害時は、沿道のブロック塀の倒壊や屋外広告、窓ガラス等の落下など、避難行動を妨げる様な二次災害が発生する可能性があります。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ブロック塀等除去事業補助制度の周知を推進するとともに、所有者に対し、安全点検と倒壊防止の補強について周知・啓発を図ります。 ・屋外看板の落下や建築物の窓ガラス飛散による被害を防止するため、所有者に対し、適正な維持・管理や安全対策の普及・啓発を図ります。 |

| ③ 住環境の整備 | |
|--|---|
| 現状と課題（脆弱性評価） | 施策の推進方針 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・本町は、蓼科山麓の美しい自然環境に恵まれた住環境を有していますが、細街路が多く、古い木造住宅も存在しており、災害時には住宅の倒壊による避難路の閉塞などにより被害拡大の可能性がありま。 ・管理の不十分な空き家などは、地震、暴風雨等による倒壊や火災が発生する可能性があります。 | <ul style="list-style-type: none"> ・生活道路や安全な避難路の整備、木造住宅の耐震化、公園・広場等の維持・管理等、災害に強く安全に暮らせる住環境の整備を推進します。 ・管理が不十分な空き家は、地震時の倒壊等による危険を防ぐため、所有者に対する除却や適正管理の啓発・指導など、老朽空き家対策を推進します。 <p>【重点】</p> |

| ④ 観光関連施設の耐震化 | | | |
|---|------|--|---------------|
| 現状と課題（脆弱性評価） | | 施策の推進方針 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・多くの人々が来訪する観光関連施設は、地震等により被害を受けた場合には、多数の被災者や被害が発生する可能性があります。 | | <ul style="list-style-type: none"> ・観光関連施設を利用する来訪者の安全・安心を確保するため、施設の耐火・耐震化に努めます。 | |
| 数値目標 | 現状値 | 目標値 | 備考 |
| 観光関連施設の耐震化建物数 | 54 棟 | 57 棟 | 立科町公共施設個別施設計画 |

⑤ 町有施設の耐震化等

| 現状と課題（脆弱性評価） | | 施策の推進方針 | |
|---|--------|--|----------------|
| <ul style="list-style-type: none"> 公共建築物全体の1割程度が耐震化未実施の状況となっており、引き続き使用していく施設については、利用者の安全確保の観点から、耐震補強等を適宜行っていく必要があります。 一時集合場所となっている地区公民館は、老朽化が顕著な施設があり、災害時は利用が困難になる可能性があります。 | | <ul style="list-style-type: none"> 「立科町公共施設等総合管理計画」及び「立科町公共施設個別施設計画」等に基づき、町有施設の更新、統廃合等に合わせ耐震化及び長寿命化を図ります。 地区公民館について、状況に応じて修繕や改築を検討します。 | |
| 数値目標 | 現状値 | 目標値 | 備考 |
| 公共建築物における耐震化未実施の施設の割合 | 8.80 % | 0 % | 立科町公共施設等総合管理計画 |
| 旧耐震基準の施設のうち、耐震化未実施の施設の棟数 | 11 棟 | 0 棟 | 立科町公共施設個別施設計画 |

◆最悪の事態 1-2 豪雨による河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水

① 治水対策

| 現状と課題（脆弱性評価） | 施策の推進方針 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 令和元年10月の台風19号では、大雨により芦田川、番屋川、赤沢川の一級河川等の氾濫により、広範囲で冠水し、床上・床下浸水が発生しています。 浸水被害を未然に防止するため、治水対策を行っていく必要があります。 | <ul style="list-style-type: none"> 一級河川の改修整備について、県に積極的に要望するとともに、準用・普通河川等については、計画的な河川の護岸・河床整備並びに適正な維持管理に努めます。【重点】 |

② 水防意識社会の構築

| 現状と課題（脆弱性評価） | 施策の推進方針 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 全国的に頻発化・激甚化する水害に対して、河川流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で治水対策を行う「流域治水」に取り組んでいく必要があります。 | <ul style="list-style-type: none"> 地域全体で洪水氾濫等に備える「水防災意識社会」への転換を図るため、佐久圏域大規模氾濫減災協議会の構成市町村、県、国等と連携し、減災のための目標を共有しながら、ハード面、ソフト面での対策を一体的、計画的に推進します。【重点】 |

◆最悪の事態 1-3 土石流、地すべり等の土砂災害による死傷者の発生

① 土砂災害対策

| 現状と課題（脆弱性評価） | 施策の推進方針 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・町内には、土砂災害警戒区域や急傾斜地崩壊危険箇所、土砂崩壊危険箇所等の危険箇所が多数点在しており、令和元年10月の台風19号では、複数箇所です砂災害が発生しています。 ・土砂災害防災マップを策定し、各世帯に配布しています。 | <ul style="list-style-type: none"> ・国、県と連携し、土砂災害発生のおそれのある危険箇所の巡視・点検や治山施設の整備を推進します。 ・土砂災害ハザードマップ等を通して、町民に土砂災害危険箇所の周知徹底を行うとともに、緊急時の警戒避難体制の確立をします。 |

② 森林の多面的機能の維持と環境保全

| 現状と課題（脆弱性評価） | 施策の推進方針 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・森林は、水源の涵養や生物多様性のほかに、土砂災害防止機能も有しており、森林の適切な整備や管理を行うことで、土砂災害防止機能の維持に努める必要があります。 | <ul style="list-style-type: none"> ・間伐や危険木の伐採・除去、倒木の除去等適切な森林整備を推進するとともに、県と連携し、治山事業による森林の土砂災害防止機能の向上を図ります。 |

◆最悪の事態 1-4 火山噴火による住民や観光客の死傷者の発生

① 火山防災

| 現状と課題（脆弱性評価） | 施策の推進方針 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・火山災害は、被害が広範囲に及ぶといわれており、浅間山で大規模噴火が発生した場合は、本町への被害も想定されることから、対策を講じておく必要があります。 | <ul style="list-style-type: none"> ・県や近隣市町村と連携し、情報交換や情報を共有しながら連絡体制を整備するなど、火山防災対策を推進します。 |

◆最悪の事態 1-5 避難指示の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生

① 避難指示と避難行動

| 現状と課題（脆弱性評価） | 施策の推進方針 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・町民の適切な避難行動につなげるため、避難指示等の発令について、災害毎に検証を重ね、適切なタイミングで発令ができる体制を整備する必要があります。 ・災害時は、要配慮者や観光客等に対して、避難情報等の遅延や伝達できない可能性があります。 | <ul style="list-style-type: none"> ・「避難勧告」と「避難指示」の避難指示への一本化など、避難情報が見直されたことを踏まえ、新たな避難情報の意味や重要性について、町民が十分に理解できるよう、周知・啓発をします。 ・空振りをおそれず、町民に対し適切な避難指示等を発令できるよう、適宜、発令基準の見直しを行うとともに、町民に確実に伝達できるよう努めます。 ・要配慮者や観光客等に対して、迅速かつ確実に避難情報を伝達できるよう、必要な体制の整備を推進します。 |

② 防災教育

| 現状と課題（脆弱性評価） | 施策の推進方針 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に適切な避難行動をとれるよう、子どもの頃から家庭や地域等で防災意識や知識を高める取組みが必要です。 ・災害時において、町職員が迅速かつ的確に避難誘導等を行えるよう、地域防災計画を基本とし活動体制の整備を進めています。 | <ul style="list-style-type: none"> ・保育園、小・中学校における地域と連携した防災教育や防災訓練を実施するとともに、ハザードマップや県の出前講座を活用した防災学習等により、町民の防災意識の向上を推進します。【重点】 ・町職員の災害時における適切な判断力や災害対応力を養成するため、防災教育の充実強化に努めます。 |

| ③ 避難行動要支援者の避難支援体制 | | | |
|---|------|--|----|
| 現状と課題（脆弱性評価） | | 施策の推進方針 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者台帳をもとに、災害時に区長、部落長、民生委員・児童委員等が連携して避難支援を行う体制を整備しており、今後も登録必要者の把握と台帳登録が必要な人の登録促進に努める必要があります。 ・災害時に自力で避難することが困難な人を、地域全体で支援する取組みを強化する必要があります。 | | <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者台帳の制度や登録方法について周知し、避難支援が必要な人の自主的な台帳登録を促進します。 ・災害時の避難行動要支援者の避難支援等を実効性のあるものとするために、個別避難計画の作成を検討します。 ・災害時には要配慮者等を災害から守る地域活動の強化を図ります。 | |
| 数値目標 | 現状値 | 目標値 | 備考 |
| 個別避難計画の策定数 | 0 世帯 | 459 世帯 | |

| ④ 要配慮者利用施設対策 | |
|---|--|
| 現状と課題（脆弱性評価） | 施策の推進方針 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者施設、障がい者施設、保育園、小中学校等の要配慮者施設においては、避難に時間を要し、また、災害が発生した場合には人的被害が多数発生する可能性があります。 | <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒区域等に立地する要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成や避難訓練の必要性等についての周知・啓発を図ります。 ・その他の施設所有者又は管理者に対しても、避難行動マニュアル等の作成に努めるよう周知を図ります。 ・施設所有者又は管理者に対し、平常時から施設利用者に、水害や土砂災害の危険性、避難方法等の防災知識について周知・啓発するよう働きかけます。 |

基本目標2 被災者や負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること

被災者や負傷者に対しては、迅速に救助・救急、医療措置が行われるとともに、被災者等の健康や良好な避難生活を確保することが重要です。

このため、孤立集落対策や救助・救急・医療体制、物資供給体制等の強化を図り、災害関連死の最小化を図る必要があります。

【起きてはならない最悪の事態と回避するための施策】

| 起きてはならない最悪の事態 | 事態を回避するための施策 |
|---|-----------------------|
| 2-1 長期にわたる孤立集落等の発生（大雪を含む）や被災地での食料、飲料水等の長期にわたる不足 | ① 道路の落石危険箇所対策 |
| | ② 緊急輸送路の整備 |
| | ③ 大雪による孤立対策 |
| | ④ 水、食料等の確保・供給 |
| | ⑤ 救急救助、救援物資輸送 |
| 2-2 警察、消防、自衛隊による救助・救急活動等の不足 | ① 自主防災組織の強化 |
| | ② 消防団の強化 |
| 2-3 医療機関、医療従事者の不足や医療施設の被災による医療機能の麻痺 | ① 災害急性期に対応する体制整備 |
| | ② エネルギー供給の維持に係るインフラ整備 |
| 2-4 被災地における疫病・感染症等の大規模発生 | ① 災害時における感染予防対策 |

【対応方策】

◆最悪の事態 2-1 長期にわたる孤立集落等の発生（大雪を含む）や被災地での食料、飲料水等の長期にわたる不足

① 道路の落石危険箇所対策

| 現状と課題（脆弱性評価） | 施策の推進方針 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・斜面崩壊や落石により道路が寸断された場合、通行不能となり、物資の供給停止や孤立地区・集落が発生する可能性があります。 | <ul style="list-style-type: none"> ・道路管理者等と連携して、落石危険箇所の定期的な点検を実施するなど、管理体制を強化します。【重点】 ・落石防護施設等の整備について、県に要請を行います。【重点】 |

| ② 緊急輸送路の整備 | |
|---|---|
| 現状と課題（脆弱性評価） | 施策の推進方針 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に緊急物資の輸送など効果的な輸送活動を行うため、緊急輸送道路の整備とともに、緊急輸送道路とネットワークを形成する道路の整備・確保を図る必要があります。 | <ul style="list-style-type: none"> ・県指定の緊急輸送道路と町内の拠点施設（役場庁舎、医療施設、ヘリポート、物資輸送拠点等）を結ぶ緊急交通路を確保し、道路の整備・改修や橋梁の耐震化により、道路機能の強化を図ります。【重点】 ・緊急輸送道路の迂回路となる町道や農道、林道の整備を推進します。【重点】 |

| ③ 大雪による孤立対策 | |
|---|--|
| 現状と課題（脆弱性評価） | 施策の推進方針 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・大雪が発生した場合は、道路交通障害や物流の停滞等を招くほか、地区や集落が孤立する可能性があります。 ・沿道には手入れされていない山林も見受けられ、倒木により除雪の遅れが発生する可能性があります。 | <ul style="list-style-type: none"> ・各道路管理者との連携のもと、幹線道路等における大雪時の除雪体制の強化を図ります。【重点】 ・大雪時に倒木の発生が懸念される箇所において、支障木の伐採等に努めます。 |

| ④ 水、食料等の確保・供給 | | | |
|--|----------|---|----|
| 現状と課題（脆弱性評価） | | 施策の推進方針 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・道路の寸断により孤立が予想される地区や避難所となっている小・中学校等において、飲料水や食料、毛布、発電機等の生活必需品を備蓄していますが、避難生活が長期となった場合の需要に対応できない可能性があります。 | | <ul style="list-style-type: none"> ・飲料水、食料、生活必需品等の備蓄物資の充実を図り、計画的に備蓄・更新を進めるとともに、家庭や事業所等での備蓄を啓発します。 ・特に、孤立予想地区住民に対し、水、食料、生活必需品、燃料等を常備するよう普及・啓発を行います。 ・町の備蓄では不足する事態に陥っても、支援物資を迅速に供給できるよう、協定締結先を拡充するなど、供給体制の多重化・強化を図ります。 | |
| 数値目標 | 現状値 | 目標値 | 備考 |
| 備蓄品（非常食数）の備蓄数 | 13,188 食 | 13,588 食 | |

⑤ 救急救助、救援物資輸送

| 現状と課題（脆弱性評価） | 施策の推進方針 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に道路交通網が寸断されることにより、避難行動に支障が出たり、食料等の必要物資が届かないなどの影響が生じる可能性があります。町では、ヘリポートを整備しており、緊急輸送等に県の消防防災ヘリコプターを効果的に活用する必要があります。 | <ul style="list-style-type: none"> ・孤立地区等への救助救急、救援物資輸送等に、県の消防防災ヘリコプター及び既設ヘリポートを有効に活用するとともに、関係機関と連携した緊急輸送時の体制整備を推進します。 ・ヘリポートの整備拡充を図ります。 |

◆最悪の事態 2-2 警察、消防、自衛隊による救助・救急活動等の不足

① 自主防災組織の強化

| 現状と課題（脆弱性評価） | | 施策の推進方針 | |
|---|------|--|-------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・発災初期における救助活動等には、自主防災組織の活動が不可欠なことから、地域の実情に応じた自主防災組織の設立が求められます。 ・人口減少及び人口構造の変容により、自主防災組織の設立が困難な地区もあり、自主防災組織数は3団体に留まっています。 | | <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織設立のためのサポート体制の充実を図り、各区、部落単位の自主防災組織の設立を促進します。【重点】 ・設立後の自主防災組織に対して、防災資機材の整備や防災知識の普及、防災訓練の実施等の活動について今後も支援し、活動の活性化を図ります。【重点】 ・観光地の自治組織、観光施設の管理者に対し、自主防災組織の設立を働きかけます。【重点】 ・自主防災組織の活動を促進するため、地区防災計画等の作成支援を図ります。【重点】 | |
| 数値目標 | 現状値 | 目標値 | 備考 |
| 自主防災組織数 | 3 団体 | 16 団体 | 自主防災組織支援事業 |
| ボランティア窓口数 | 1 | 1 | 社会福祉協議会関係事業 |

| ② 消防団の強化 | | | |
|---|------|---|--------|
| 現状と課題（脆弱性評価） | | 施策の推進方針 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・本町には16分団が設置され、団員は条例定数380人、実員366人（令和3年4月1日現在）の編成です。近年は、団員確保が困難な状況が続いていることから、加入の働きかけの強化や若者が消防団に加入しやすい環境を整備する必要があります。 | | <ul style="list-style-type: none"> ・消防団は、地域防災の要となる存在であり、若者の消防団員の確保や女性消防団員の加入促進を図ります。 ・消防団の消防力の維持・強化に向け、装備資機材の整備充実や各種訓練の充実に努めます。 | |
| 数値目標 | 現状値 | 目標値 | 備考 |
| 消防団員数 | 366人 | 388人 | 防災関係事業 |

◆最悪の事態 2-3 医療機関、医療従事者の不足や医療施設の被災による医療機能の麻痺

| ① 災害急性期に対応する体制整備 | | | |
|---|-----|--|-----------------|
| 現状と課題（脆弱性評価） | | 施策の推進方針 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・災害時には、町内の医療施設及び医療従事者のみでは対応できない可能性があります。 ・災害時の医療救護体制を確保するため、平常時から医療機関等との連携に努める必要があります。 | | <ul style="list-style-type: none"> ・平常時から関係医療機関等との連携を強化し、災害時の速やかな応急医療活動ができる体制整備を推進します。 ・医療救護活動に従事する医師等又は医薬品等が不足する場合に備え、県や日本赤十字社長野県支部等関係機関との応援要請の体制整備を推進します。 ・救急医療活動に必要な医薬品の備蓄を進めます。 | |
| 数値目標 | 現状値 | 目標値 | 備考 |
| 連携医療機関数 | 0 | 1 | 保健衛生一般、地域医療対策事業 |

| ② エネルギー供給の維持に係るインフラ整備 | |
|---|--|
| 現状と課題（脆弱性評価） | 施策の推進方針 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・道路等支援ルートの手断や燃料調達の遅れ等により、災害時の医療活動に大きな支障が出る可能性があります。 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の医療活動のためのエネルギー供給を停滞なく輸送できるよう、緊急輸送道路の整備を推進します。【重点】 ・医療救護活動のための非常用発電機や燃料等の備蓄を図るとともに、道路等支援ルート確保のため、橋梁の対策や道路防災対策を推進します。【重点】 |

◆最悪の事態 2-4 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

① 災害時における感染予防対策

| 現状と課題（脆弱性評価） | | 施策の推進方針 | |
|---|-----|--|-----------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・感染症まん延時に災害が発生し、避難所を開設することとなった場合は、感染拡大を防止するための対策の徹底が求められます。 ・避難所での生活が長期化するに従い、インフルエンザや食中毒等の感染症の拡大リスクが高まることから、発災直後から衛生管理に取り組む必要があります。 | | <ul style="list-style-type: none"> ・避難所における感染症対策を徹底するため、3密（密集、密接、密閉）の回避対策や避難所の衛生環境、マスク、体温計、アルコール消毒液等の感染症対策物品の確保・備蓄を推進します。 ・国、県の指針等に基づき、新型コロナウイルス感染症等に対応した避難所運営を図ります。 | |
| 数値目標 | 現状値 | 目標値 | 備考 |
| 連携医療機関数 (再掲) | 0 | 1 | 保健衛生一般、地域医療対策事業 |

基本目標3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること

大規模自然災害発生直後から、行政においては、早期に機能回復を図り、被害状況等の情報収集・把握や災害応急活動等にあたることが求められます。

また、災害対応には、様々な情報収集・伝達等のためにも情報通信機能が麻痺せず、常時活用できる状況を目指す必要があります。

このため、平時から行政機能を維持するための施策や情報通信機能の強化等を図る必要があります。

【 起きてはならない最悪の事態と回避するための施策 】

| 起きてはならない最悪の事態 | 事態を回避するための施策 |
|--|--------------------|
| 3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下 | ① 行政の業務継続計画 |
| | ② 災害拠点施設の耐震化等 |
| 3-2 災害時に活用する通信・情報サービス等の機能停止により災害情報が必要な者に伝達できない事態 | ① 情報通信手段の確保 |
| | ② 避難行動要支援者の避難支援体制 |
| | ③ 観光客に対する情報提供 |
| | ④ 電力供給の維持に係るインフラ整備 |

【 対応方策 】

最悪の事態◆3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

① 行政の業務継続計画

| 現状と課題（脆弱性評価） | | 施策の推進方針 | |
|---|-----|--|----|
| <ul style="list-style-type: none"> 大規模災害発生時に、迅速に応急対策業務や復旧・復興業務に取り組みながら、町民生活に密着する行政サービスなど、災害時にも必要とされる通常業務を継続していく必要があります。 役場庁舎では、非常用発電機や太陽光発電設備を整備しており、電力の供給停止等においても行政機能を維持できるよう努める必要があります。 | | <ul style="list-style-type: none"> 業務継続計画の策定を促進し、災害時における業務の継続体制を確保します。 災害時に非常用発電機や太陽光発電設備等が稼働するよう、定期的な保守点検に努めます。 | |
| 数値目標 | 現状値 | 目標値 | 備考 |
| 町業務継続計画の策定 | 0 | 1 | |

| ② 災害拠点施設の耐震化等 | |
|--|---|
| 現状と課題（脆弱性評価） | 施策の推進方針 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・役場庁舎は、平成 27 年度に耐震補強工事が完了しており、今後は長寿命化に努める必要があります。 ・立科町本部消防庫は、建設されてから 30 年以上が経過しているため、大規模修繕の必要があります。 | <ul style="list-style-type: none"> ・役場庁舎については、長寿命化計画を策定し、計画的な維持管理を図ります。 ・立科町本部消防庫については、耐震診断を実施し、緊急的な修繕を実施するなど、必要な措置を講じます。 |

最悪の事態 3-2 災害時に活用する通信・情報サービス等の機能停止により災害情報が必要な者に伝達できない事態

| ① 情報通信手段の確保 | | | |
|---|------|---|----------|
| 現状と課題（脆弱性評価） | | 施策の推進方針 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・本町では防災行政無線、Jアラート（全国瞬時警報システム）、有線放送、音声告知放送、防災アプリ、ホームページ、広報車、蓼科ケーブルビジョン、FMとうみ等あらゆる媒体により、町民に防災情報や避難情報等を伝達しています。 ・災害時は、通信設備の損壊等により情報伝達網の機能停止が発生する可能性があります。 | | <ul style="list-style-type: none"> ・情報伝達網の機能停止による避難行動の遅れを出さないよう、今後も複数の情報伝達手段を有機的に組み合わせた情報伝達手段の多重化を推進します。 ・避難所等において、公衆無線 LAN を開放し、避難者への情報提供を図ります。 ・情報通信設備・機器の定期的な点検や更新を行い、適切な維持管理に努めます。 | |
| 数値目標 | 現状値 | 目標値 | 備考 |
| 避難所等 Wi-Fi 整備施設数 | 6 施設 | 6 施設 | 地域情報通信事業 |

| ② 避難行動要支援者の避難支援体制 | | | |
|---|------|--|----|
| 現状と課題（脆弱性評価） | | 施策の推進方針 | |
| <ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者は、避難に関する情報を受けることやその情報に基づき適切な判断・行動をとることが困難な場合が多く、必要な情報を確実に避難行動要支援者本人等に伝達できるよう、情報伝達体制の整備を図る必要があります。 | | <ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、日常的に生活を支援する機器等への災害情報の伝達も活用するなど、多様な手段を活用して情報伝達する体制の整備を図ります。 | |
| 数値目標 | 現状値 | 目標値 | 備考 |
| 個別避難計画の策定数（再掲） | 0 世帯 | 459 世帯 | |

| ③ 観光客に対する情報提供 | |
|--|--|
| 現状と課題（脆弱性評価） | 施策の推進方針 |
| <ul style="list-style-type: none"> 災害時に、観光客が情報を入手できない、又は情報が理解できない場合には逃げ遅れの発生リスクがあります。 | <ul style="list-style-type: none"> 観光施設や宿泊施設など観光関連業界と連携を図り、観光サイトやSNSなど様々な媒体を活用して、観光客に対して正確な情報を迅速に提供できる体制の確立を図ります。 観光客に迅速に避難情報等を伝達できるよう光回線網を整備し、観光施設や宿泊施設の通信環境の強化を図ります。 |

| ④ 電力供給の維持に係るインフラ整備 | | | |
|--|-----|---|----|
| 現状と課題（脆弱性評価） | | 施策の推進方針 | |
| <ul style="list-style-type: none"> 令和元年 10 月の台風 19 号では、一部の地区において倒木による停電が発生し、日常生活に支障が生じました。 平成 31 年に中部電力(株)電力ネットワークカンパニーと災害時における相互協力に関する協定を締結しており、日頃から連携を強化しておく必要があります。 | | <ul style="list-style-type: none"> 災害による停電リスクを回避するため、樹木の計画的な伐採や災害時の停電復旧作業に支障となる倒木処理体制の整備を図ります。 長期にわたる電力供給の途絶が発生しないよう、電力会社との復旧体制の確立を図ります。 安定した電力供給のため、事業者に対し、電力設備の耐災害性等の基盤整備の要請を図ります。 | |
| 数値目標 | 現状値 | 目標値 | 備考 |
| 非常用発電機数 | 0 基 | 1 基 | |

基本目標 4 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること

大規模自然災害発生時には、電気、ガス、水道等のライフラインや交通インフラ等への被害を最小限に留めるとともに、経済活動を再開し、日常生活を取り戻すためにもこれらの機能の早期復旧が求められます。

このため、生活・経済活動に必要な交通・ライフラインの強靱化を図る必要があります。

【 起きてはならない最悪の事態と回避するための施策 】

| 起きてはならない最悪の事態 | 事態を回避するための施策 |
|------------------------------|--------------------|
| 4-1 電気、ガス、燃料、物資等の長期間にわたる供給停止 | ① ライフライン関係事業者の防災対策 |
| | ② ライフラインの確保 |
| 4-2 上下水道施設の長期間にわたる機能停止 | ① 飲料水・生活用水供給 |
| | ② 下水道施設の整備 |
| 4-3 交通インフラの長期間にわたる機能停止 | ① 道路、交通ネットワークの整備 |

【 対応方策 】

◆最悪の事態 4-1 電気、ガス、燃料、物資等の長期間にわたる供給停止

① ライフライン関係事業者の防災対策

| 現状と課題（脆弱性評価） | 施策の推進方針 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・本町では地域防災計画に基づき、各ライフライン事業者と災害協定の締結等、連携強化の体制を図っています。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ライフライン関係事業者との協定締結や事業者と連携した防災訓練等の実施により、復旧体制の強化を図ります。 ・平常時より、ライフライン事業者との情報共有や意見交換を行うとともに、防災訓練への参加を促すなど、連携の強化に努めます。 |

| ② ライフラインの確保 | |
|---|---|
| 現状と課題（脆弱性評価） | 施策の推進方針 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の燃料の供給、調達等に関し、関係事業者と協定を締結しています。 ・停電に備え、太陽光発電設備、蓄電池、非常用発電機及びその燃料等を確保していますが、災害の規模や長期間にわたる停電では、町単独の設備、備蓄では賄えない可能性があります。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ライフライン関係事業者と連携した連絡体制や輸送体制等、燃料供給体制の強化を図ります。 ・従来の非常用発電機に加え、太陽光等の再生可能エネルギーの導入を進め、エネルギー供給源の多様化を図ります。 <p>【重点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各家庭や医療施設、事業所等において、非常用発電機、燃料の備蓄、太陽光発電設備の導入を推進します。 |

| ◆最悪の事態 4-2 上下水道施設の長期間にわたる機能停止 | | | |
|---|-------|--|-------|
| ① 飲料水・生活用水供給 | | | |
| 現状と課題（脆弱性評価） | | 施策の推進方針 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・多くの水道施設で老朽化が進んでおり、配水管の布設替えや老朽化設備の更新等の必要があります。 ・令和元年10月の台風19号では、上水道が被災し、給水車による応急給水が行われことを踏まえ、災害に強い水道づくりを推進する必要があります。 | | <ul style="list-style-type: none"> ・「立科町水道事業アセットマネジメント」、「水道事業ビジョン」等をもとに、大規模修繕や更新等を進め、上水道の安定供給を図ります。【重点】 ・災害により水道施設に損害があった場合に備え、応急給水体制の強化を図るとともに、民間との連携により緊急工事体制を確保し、早期回復に努めます。【重点】 | |
| 数値目標 | 現状値 | 目標値 | 備考 |
| 有収率 | 69.7% | 70.0% | 配給水事業 |

| ② 下水道施設の整備 | | | |
|--|-------|--|----------|
| 現状と課題（脆弱性評価） | | 施策の推進方針 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・本町の生活排水処理は、特定環境保全公共下水道、農業集落排水、コミュニティプラント、公共浄化槽の施設と合併処理浄化槽で行われています。 ・汚水処理施設は供用開始から15年以上経過し、老朽化が進んできており、機能低下が懸念されます。 | | <ul style="list-style-type: none"> ・立科浄化管理センターストックマネジメント全体計画及び耐震診断、農業集落排水施設最適整備構想等に基づき、施設の適切な維持管理、修繕、改築更新等を推進します。【重点】 ・個人設置の合併処理浄化槽について、適正な維持管理を推進するとともに、更新の支援を行います。【重点】 | |
| 数値目標 | 現状値 | 目標値 | 備考 |
| 汚水処理人口普及率 | 98.6% | 98.5% | 下水道等管理事業 |

| ◆最悪の事態 4-3 交通インフラの長期間にわたる機能停止 | | | |
|---|------|--|----------|
| ①道路、交通ネットワークの整備 | | | |
| 現状と課題（脆弱性評価） | | 施策の推進方針 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・本町の道路網は、山間部においてカーブが多く見通しの悪い箇所があり、町北部の生活道路についても狭あい箇所が多く、早期整備が必要となっています。 ・町道は全般に老朽化が進んでおり、道路交通の安全性や快適性が低下しつつあります。 ・公共交通は、たてしなスマイル交通が4路線、路線が通っていない2地区は、福祉型デマンドタクシーで対応しており、町民生活の貴重な交通手段として、今後も維持存続に努める必要があります。 | | <ul style="list-style-type: none"> ・県道の改良整備について、県に対して積極的に要請します。【重点】 ・町道については、必要性を総合的に勘案し、補助事業を活用しながら計画的な道路網整備及び老朽化した橋の補修・維持管理を推進します。【重点】 ・災害時に備え、公共交通運行事業者と情報の共有を図るなど、連携体制の強化を図ります。 | |
| 数値目標 | 現状値 | 目標値 | 備考 |
| 町内幹線運行確保路線数 | 0 路線 | 1 路線 | 地域交通対策事業 |

基本目標5 二次的な被害を発生させないこと

大規模自然災害においては、施設等の被災により、当該施設等の機能不全による二次的な災害が発生するおそれがあります。

制御不能な二次的な災害を発生させないよう、ため池等の防災対策や総合的な治水・土砂災害対策、農業継続体制の強化等を図る必要があります。

【 起きてはならない最悪の事態と回避するための施策 】

| 起きてはならない最悪の事態 | 事態を回避するための施策 |
|---------------------------------|--------------------|
| 5-1 ため池等の損壊・機能不全や土砂災害による二次災害の発生 | ① ため池の管理体制・耐震対策 |
| | ② 土砂災害対策 |
| 5-2 農地・森林等の荒廃 | ① 農地・農業水利施設の管理 |
| | ② 森林の多面的機能の維持と環境保全 |
| 5-3 観光や地域農産物に対する風評被害 | ① 風評被害対策 |
| 5-4 避難所等における環境の悪化 | ① 避難所の運営・環境整備 |
| | ② 要配慮者に対する対応 |

【 対応方策 】

◆最悪の事態 5-1 ため池等の損壊・機能不全や土砂災害による二次災害の発生

① ため池の管理体制・耐震対策

| 現状と課題（脆弱性評価） | 施策の推進方針 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・町内には多くのため池があり、地震等により万一これらが決壊した場合、周辺の農地、人家、公共施設等に少なからず被害が及ぶ可能性があります。 ・土地改良区で管理しているため池について、決壊した場合の危険域を示したハザードマップを作成しています。 | <ul style="list-style-type: none"> ・地震等に伴うため池の決壊等を未然に防止するため、老朽化ため池の整備や耐震整備を図ります。【重点】 ・ため池ハザードマップの周知・啓発を促進するとともに、マップの有効活用による地域住民の避難体制の確立を図ります。【重点】 |

② 土砂災害対策

| 現状と課題（脆弱性評価） | 施策の推進方針 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・地震のあとには、大雨等により土砂災害のような二次災害が発生し、周辺の農地、人家、公共施設等に被害が及ぶ可能性があります。 | <ul style="list-style-type: none"> ・国、県等と連携し、土砂災害防止工事等ハード対策を推進するとともに、災害危険区域に対する警戒避難体制の強化を図ります。 |

◆最悪の事態 5-2 農地・森林等の荒廃

① 農地・農業水利施設の管理

| 現状と課題（脆弱性評価） | 施策の推進方針 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 耕地面積が小さく中山間地域といった立地条件の農地が多く、遊休荒廃地も点在しています。 農業・農村の有する多面的機能を維持するため、農地や農業水利施設等の生産基盤整備を推進する必要があります。 | <ul style="list-style-type: none"> 地域住民や土地改良区のほか、関係する機関や団体等と連携して、遊休荒廃地対策や有害鳥獣対策、農業水利施設等の維持管理や長寿命化対策を推進し、農地・農村の保全に努めます。 |

② 森林の多面的機能の維持と環境保全

| 現状と課題（脆弱性評価） | 施策の推進方針 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 林業の担い手の減少、地域材需要及び価格の低迷等により未整備森林が増加傾向にあります。 森林の荒廃は、町全体の強靱化に与える影響が大きく、土砂災害等を防止するためにも、森林保全の計画的な整備を行う必要があります。 | <ul style="list-style-type: none"> 間伐、植林等の計画的な森林整備により、森林荒廃の防止に努めます。 松くい虫被害木の早期発見により、被害区域の拡大を防止するとともに、未被害森林の健全育成を図ります。 町が所有者に代わって管理を行う新たな森林管理システム（森林経営管理制度）の活用により、里山の森林整備を進めます。 |

◆最悪の事態 5-3 観光や地域農産物に対する風評被害

① 風評被害対策

| 現状と課題（脆弱性評価） | | 施策の推進方針 | |
|--|-----------------|--|------|
| <ul style="list-style-type: none"> 災害についての正確な被害情報等を適時・的確に提供することにより、誤認識や危険性に対する過剰反応等による風評被害を防ぐ必要があります。 | | <ul style="list-style-type: none"> 大規模災害の長期化による風評被害に対応するため、正確な情報収集を踏まえた町内外への的確な情報発信のための体制強化を図ります。 町内観光事業者と連携のもと、様々な媒体を通じた情報発信等により、観光需要回復と風評被害の払拭に努めます。 | |
| 数値目標 | 現状値 | 目標値 | 備考 |
| 年間ホームページアクセス数 | 750 千ページ ビュー | 900 千ページ ビュー | 広報事業 |

◆最悪の事態 5-4 避難所等における環境の悪化

① 避難所の運営・環境整備

| 現状と課題（脆弱性評価） | 施策の推進方針 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・避難所では、避難時に不快な環境とならない施設の整備や管理が求められます。 ・避難所の環境悪化を防ぐためにも、適切な避難所運営を図る必要があります。 | <ul style="list-style-type: none"> ・トイレ、ごみ、防疫対策等により、避難所の衛生状態の維持に努めます。 ・冷暖房器具や要配慮者・女性に配慮した備蓄品、資機材の確保等により、避難所における良好な生活環境の確保を図ります。 ・国、県の指針等に基づき、感染症等に対応した避難所運営を図ります。 |

② 要配慮者に対する対応

| 現状と課題（脆弱性評価） | 施策の推進方針 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者が安心して避難生活を送れるよう、適切な受入れ体制や良好な避難環境の整備に努める必要があります。 | <ul style="list-style-type: none"> ・避難時に特に配慮が必要となる高齢者や障がい者等のため、社会福祉法人等と連携を図り、福祉避難所の確保に努めます。 ・避難所における要配慮者に配慮した避難所運営や良好な避難環境の整備に努めます。 |

基本目標6 被災した方々の生活が継続し、日常の生活が迅速に戻ることに

直接的な被害に加え、復旧の長期化に伴う経済活動や町民生活等に与える影響は甚大であるため、災害で失われた日常を速やかに取り戻すことができるよう、早期復興に必要な体制整備や生活・事業等の継続に向けた準備が求められます。

【起きてはならない最悪の事態と回避するための施策】

| 起きてはならない最悪の事態 | 事態を回避するための施策 |
|---|--------------|
| 6-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態 | ① 災害廃棄物処理計画 |
| 6-2 道路啓開等の遅れにより復旧・復興が大幅に遅れる事態 | ① 道路啓開等の実施 |
| 6-3 地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態 | ① 自主防災組織の強化 |

【対応方策】

◆最悪の事態 6-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

| ① 災害廃棄物処理計画 | |
|---|---|
| 現状と課題（脆弱性評価） | 施策の推進方針 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物発生後は、迅速かつ円滑に災害廃棄物の処理をする必要があります。 ・令和元年10月の台風19号では、泥水をかぶった廃棄物が大量に発生し、適正に処理しましたが、仮置場の確保や協力体制の強化など、更なる処理体制の充実を図る必要があります。 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に円滑な廃棄物処理が実施されるよう、日頃から迅速かつ円滑な処理に向け、処理体制や処理方法等について随時、対応の検討・見直しを行います。 ・災害廃棄物を迅速かつ円滑に処理するため、町民に対し災害廃棄物の分別排出等の周知に努めます。 |

◆最悪の事態 6-2 道路啓開等の遅れにより復旧・復興が大幅に遅れる事態

| ① 道路啓開等の実施 | |
|---|--|
| 現状と課題（脆弱性評価） | 施策の推進方針 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・迅速な応急復旧活動を推進するために、道路啓開を迅速に展開できる態勢を整備する必要があります。 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の道路啓開等の停滞を防止するため、平常時から協定を締結している建設関係団体等との連携を強化し、対応の手順や対策の確認に努めます。【重点】 |

◆6-3 地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

① 自主防災組織の強化

| 現状と課題（脆弱性評価） | | 施策の推進方針 | |
|---|-----|--|-------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・発災初期における救助活動等には、自主防災組織の活動が不可欠なことから、地域の実情に応じた自主防災組織の設立が求められます。 ・人口減少及び人口構造の変容により、自主防災組織の設立が困難な地区もあり、自主防災組織数は3団体に留まっています。 | | <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織設立のためのサポート体制の充実を図り、各区、部落単位の自主防災組織の設立を促進します。【重点】 ・設立後の自主防災組織に対して、防災資機材の整備や防災知識の普及、防災訓練の実施等の活動について支援を図ります。【重点】 ・観光地の自治組織、観光施設の管理者に対し、自主防災組織の設立を働きかけます。【重点】 | |
| 数値目標 | 現状値 | 目標値 | 備考 |
| 自主防災組織数 (再掲) | 3団体 | 16団体 | 自主防災組織支援事業 |
| ボランティア窓口数 (再掲) | 1 | 1 | 社会福祉協議会関係事業 |

第4章 進捗管理と計画の見直し

1 進捗管理

本計画に位置付けられた取組みは、本町の強靱化を総合的かつ効果的な防災・減災対策にするために振興計画や分野別計画と連携し、計画的に推進していきます。

また、本計画の進捗管理は、本町が導入している行政評価（PDCA サイクル）の仕組みと連動させるため、総合戦略KPI（重要業績評価指標）や関連計画で行う個別事業評価などを活用していきます。

| 国土強靱化地域計画の進捗管理 | | |
|------------------|---|---|
| 強靱化に関する計画等の適宜見直し | PLAN(計画) | |
| | 確認事項 | |
| | 設定項目・見直し | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ●国及び長野県の強靱化に関する計画との連動 ●地域の実態に合ったリスクの想定 | <ul style="list-style-type: none"> ①総合目標 ②基本目標(事前に備えるべき目標) ③起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ) |
| | <ul style="list-style-type: none"> ●本町の振興計画、地域防災計画等、関連計画との整合 ●地域の現状と課題の分析 | <ul style="list-style-type: none"> ④施策分野 ⑤事態を回避するための施策 ⑥現状と課題(脆弱性評価) ⑦施策の推進方針 ⑧重点化 ⑨KPI(重要業績評価指標) |
| | DO(実行) | |
| | 各種施策、事業の実施 | |
| | CHECK(評価) | ACTION(改善) |
| | <ul style="list-style-type: none"> ●計画策定後より実際に発生したリスク(自然災害等)と対処の確認 ●国及び長野県の強靱化に関する施策の改定 | ①～⑨の設定項目を見直し |
| | <ul style="list-style-type: none"> ●本町の振興計画、地域防災計画等、関連計画の進捗 ●本計画の進捗状況 | ④～⑨の設定項目を見直し |

2 計画の見直し

本計画は、2022（令和4）年度から2024（令和6）年度の3年間を計画期間としていますが、今後の社会経済情勢の変化や国及び長野県の強靱化施策の進捗状況、本町の振興計画、地域防災計画等を見直しを考慮しつつ、適宜見直しを行います。

立科町国土強靱化地域計画

令和4年3月

発行／編集 立科町

〒384 2305

長野県北佐久郡立科町大字芦田 2532

TEL : 0267 56 2311 (代)

FAX : 0267 56 2310